

別表 1

事業の内容

事業の種類	事業内容		備考
	実施内容	公表方法等	
サービス改善計画・実施状況の公表 【福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価の指針について（通知）（平成24年9月7日付24福保指第638号）」に規定するものをいう。以下本表において同じ。）等の活用】	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を行う。	「東京都における福祉サービス第三者評価の指針について（通知）（平成24年9月7日付24福保指第638号）」に定めるとおり。	1 少なくとも3年に1回以上は実施する。 2 前年度及び前々年度に実施しない施設は実施する。 3 新たに事業を開始する施設については、実施内容の2は、実施内容の1を初めて実施した年度の翌年度から実施する。
	2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 福祉サービス第三者評価又は利用者に対する調査（以下「第三者評価等」という。）の結果をより一層のサービスの質の向上に向けた取組に活用するとともに、その取組の計画及び実施状況を別に定める様式により利用者に公表する。	様式3により、改善計画は第三者評価等の実施時期が属する年度の3月31日時点のものを翌年度4月30日までに、実施状況は、第三者評価等の実施時期が属する年度の翌年度4月30日時点のものを同年度5月31日までに作成する。 作成後、様式3を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。 ただし、都による公表方法は別表2のとおり。	
利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 福祉サービス第三者評価における利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行う。参考の方法は別紙のとおり。	実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 ただし、都による公表方法は別表2のとおり。	1 「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」を実施しない年度に実施する。 2 新たに事業を開始する施設については、実施内容の2は、実施内容の1を初めて実施した年度の翌年度から実施する。
	2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 第三者評価等の結果をより一層のサービスの質の向上に向けた取組に活用するとともに、その取組の計画及び実施状況を別に定める様式により利用者に公表する。	様式3により、改善計画は第三者評価等の実施時期が属する年度の3月31日時点のものを翌年度4月30日までに、実施状況は、第三者評価等の実施時期が属する年度の翌年度4月30日時点のものを同年度5月31日までに作成する。 作成後、様式3を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。 ただし、都による公表方法は別表2のとおり。	
財務情報等の公表	施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、わかりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。 特に、民間社会福祉施設サービス推進費補助の実績は詳細に利用者に公表することにより、同補助が利用者サービス向上のための取組を促進していることを利用者に対して示す。	様式4により、6月1日までに前年度のものを作成する。 作成後、様式4を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	毎年度実施する。

別表2

施設に備える書類等

事業の種類	施設に備える関係書類	報告書様式	報告期限	添付様式	添付資料	都による公表方法	
<p>サービス改善計画・実施状況の公表 【福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価の指針について（通知）（平成24年9月7日付24福保指第638号）」に規定するものをいう。以下本表において同じ。）等の活用】</p>	<p>福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</p>	<p>①評価機関との契約書</p>	<p>様式2</p>	<p>東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱第10に規定する実績報告書の提出期限まで</p>	<p>①（評価結果を広く公表することができない場合）評価結果を公表できない理由（様式1） ②サービス改善計画・実施状況報告書（様式3） ③平成29年度以降に実施した第三者評価等に係る様式3の「実施状況（予定を含む）」の欄に「実施予定」としたものがあある場合、第三者評価等の実施時期の属する年度の翌年度に提出した様式3に報告期限の属する年度の4月30日時点の状況を追記したもの。</p>	<p>①評価結果報告書（表紙（写）） ②領収書（写）</p>	<p>添付様式②により都に報告された「サービス改善計画・実施状況報告書（様式3）」は、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク」において広く公表する。</p>
	<p>利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</p>	<p>①評価機関との契約書</p>			<p>①サービス改善計画・実施状況報告書（様式3） ②平成29年度以降に実施した第三者評価等に係る様式3の「実施状況（予定を含む）」の欄に「実施予定」としたものがあある場合、第三者評価等の実施時期の属する年度の翌年度に提出した様式3に報告期限の属する年度の4月30日時点の状況を追記したもの。</p>	<p>①調査結果報告書（表紙及び内容（写）） ②領収書（写）</p>	<p>都に報告された「調査結果報告書（内容）」及び添付様式①により都に報告された「サービス改善計画・実施状況報告書（様式3）」は、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク」において広く公表する。</p>
<p>財務情報等の公表</p>				<p>①財務情報等の公表様式（様式4）</p>			

別紙

利用者に対する調査における福祉サービス第三者評価の利用者調査の参考方法について

- 1 利用者に対する調査は、同一のサービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで実施する。
- 2 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人等は、福祉サービス第三者評価を行う評価機関と契約の上、評価機関に同調査を実施させる。
- 3 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人等は、別添資料のほか、同一のサービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の結果報告書と同じ様式を用いて、契約した評価機関に報告書を作成させる。
また、契約した評価機関に対しては、調査終了後速やかに、事業者に対してこの報告書を提出させるとともに、その内容について説明させる。
- 4 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人等は、前項の報告書の内容について、記入者が特定されないよう加工されているか等、公表できるものであることを確認した後、受領する。
また、公表できない内容であることが判明した場合は、契約した評価機関に対して修正を依頼し、必要な修正を行わせる。
- 5 前項の規定により利用者に対する調査を実施する社会福祉法人等が受領した報告書は、受領した社会福祉法人等及び都により公表する。